

保健室の利用について

- * 保健室では内服薬の提供はできません。
必要な薬は各自で持参・管理をお願いしています。
- * 緊急時の場合、確実に保護者の方に連絡が付きやすい方法をお子様と相談しておいてください。

学校三師

- * 学校医 定梶 裕司 氏
- * 学校歯科医 星野 伸也 氏
- * 学校薬剤師 日吉 芳弥 氏

学校感染症について

学校は集団生活を営む場ですので、うつる病気（感染症）については法律で他の生徒への感染の恐れがあると医師が判断するまで出席停止と決められています。感染症の診断を受けられましたら、至急、担任または保健室に連絡してください。

- * 「病欠届」と「医療機関受診時にもらった領収書」または「薬剤の処方箋」の提出が必要になります。

（別紙 病欠届）

インフルエンザの出席停止期間について (H24.4 改訂)

* 発症後 5 日が経過していること (発熱をもって発症とする)

* 解熱後 2 日が経過するまで

発症後	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
1 日目に解熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校×	登校×	登校○	登校○
2 日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校×	登校○	登校○
3 日目に解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校○	登校○
4 日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校○
5 日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目

*ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

スポーツ振興センターの災害共済給付制度

学校教育活動中の災害には医療費・見舞金等が支払われます。

いろいろなケースがありますので、学校災害が疑われる場合は

保健室までご連絡ください。必要な書類等をお渡しします。

【注意】

- * 全ての医療費が支払われるわけではありません。
- * 他の法令の規定により療育費の支給、または補償費を受けた時は給付金の調整があります (二重請求を防ぐため病院・薬局の領収書の提出をお願いしています)。

ケガの種類や医療機関や治療用装具等により書類が異なりますので、わからないことがありましたら、保健室にお問い合わせください。